

開発許可制度の手引

<技術基準編>

令和7年8月

福島県まちづくり推進課

目 次

技術基準	1
◎ 法第33条の趣旨	1
◎ 自己の居住の用、自己の業務の用、その他の区分	2
〔1〕 用途地域への適合	3
〔2〕 道路、公園等の公共施設の配置等	4
1. 道路	5
2. 公園	14
3. 消防水利	20
〔3〕 排水施設	22
〔4〕 給水施設	27
〔5〕 地区計画等への適合	29
〔6〕 公共施設、公益施設	30
〔7〕 宅地防災	31
〔8〕 危険な区域の除外	34
〔9〕 樹木保存、表土保全	38
1. 保全樹木に関する事項	39
2. 表土の保全に関する事項	40
〔10〕 緩衝帯	41
〔11〕 輸送施設の判断	44
〔12〕 申請者の信用能力	44
〔13〕 工事施行者の能力	45
〔14〕 関係権利者の同意	45
〔15〕 条例による技術基準の強化又は緩和	46
1. 技術基準の強化	53
2. 技術基準の緩和	54
〔16〕 条例による最低敷地規模規制	54
〔17〕 県知事の同意	55
〔18〕 公有水面の埋立	55
〔19〕 市街地再開発促進区域内における開発許可	56
別表1 開発許可の基準に関する条項	57
別表2 都市計画法と宅地造成及び特定盛土等規制法との対照表	71
防災基準	
第1節 防災対策	74
第2節 開発行為に伴う流量増対策基準	80
第3節 土砂流出防止対策基準	82
第4節 調整池技術基準（案）	96
第5節 防災調節池技術基準（案）	140
第6節 防災対策技術調整会議	195